

# 化粧は生きる幸せ

## 乗務禁止不当

性同一性障害と診断されたタクシー運転手の就労環境を巡り、大阪地裁は女性乗務員と同様、「自然

## 性同一性障害に勇気



運転手は小学校の低学年の頃から、自らの性別に違和感があり、「自分は間違っ

じ女性として接してもらえ

## 「多様性」職場環境整備道半ば

政府は2018年の労働施策基本方針で、「職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進する」と明記。性の多様性を受け入れる職場環境の整備を促しているが、実現は道半ばだ。

と答えたのは14.9%に上った。「働くに困ったこと」(複数回答)は、「自認する性と異なる性で振る舞わなければならない」が22.8%と最多で、13.9%が「性別に応じた服装規定」を挙げた。

厚生労働省の委託調査(20年3月公表)では、トランスジェンダーの人で「職場で不快な思いをして心身に不調が生じ、通院や長期間の休職をした」

性的少数者を支援するNPO法人「虹色タイパシティー」(大阪市)の村本真紀代表は「自認する性で働ける職場は労働意欲が下がり、就労の選択

ったが、職場の配慮策などを示さなかったため、乗務には復帰していない。運転手は「同じように困っている人がたくさんいるはず。働きやすい職場にしてほしい」と語る。

大阪弁護士(大阪弁護士会)は地裁の決定について、「他の当事者を勇気づける重要な判断。強い香水のにおいなどで客への具体的な苦害がない限り、職場での化粧を認めるべきだ」と話す。

性同一性障害  
生物学的な性別と、自らが認識する性別が一致しない人(トランスジェンダー)が受ける医学的診断名。世界保健機関(WHO)は2019年、精神障害とする取り扱いをやめ、性の健康に関する分野に加えて「性別不合」との名称を用いている。日本で戸籍上の性別を変更するには、性別適合手術が要件と法律で定められている。

化粧を理由に乗務を禁じるのは不当だと訴えた性同一性障害のタクシー運転手  
大阪市内で5日

【伊藤遥】